

令和5年10月18日（水）

JMC&IOPC Funds 共催セミナー
「海洋環境保護等への国際油濁補償基金の役割・貢献
—現状と今後の展望—」

皆様こんにちは。公益財団法人日本海事センター会長の宿利正史です。

まず始めに、本日のセミナーにご出席のため、遠路はるばるお越しいただきました国際油濁補償基金（IOPC Funds）事務局長のガウテ・シバートセン様、石油会社国際海事評議会（OCIMF）のアロン・クーパー様、そして国際タンカー船主汚染防止同盟（ITOPF）の^{アイトップ}アユミ・テリエン様に心から御礼を申し上げます。

さて、本日のセミナーは「海洋環境保護等への国際油濁補償基金の役割と貢献」をテーマとして、今回初めて、当センターと国際油濁補償基金との共催で開催いたします。

本日は、この会場とオンライン配信とを併用しておりますが、大変多くの皆様にご参加いただいておりますことに感謝申し上げます。

日本海事センターは、2007年の設立以来、我が国の海事分野における中核的な公益財団法人として、国内外の動向に的確に対応しつつ、専門的な研究調査事業や幅広い助成事業を行っています。

当センターの重要な活動の一つとして、国際油濁補償基金（IOPC Funds）の会合や国際海事機関（IMO）の各委員会への対応があり、これらの会議には、当センターの研究員が政府代表団の一員として常に参加しております。

当センターでは、これらの会合や委員会における議論に対応するため、当センターの海運問題研究会の下に5つのテーマ別検討委員会を設け、

産官学の関係者の協議の場を提供するとともに、これらの各検討委員会における議論においても当センターが積極的に貢献しております。

また、当センターは、コロナ禍の収束を待って、昨年後半から、国際機関等への訪問と情報交換を積極的に行っており、昨年9月に、私がロンドンのIMOと国際油濁補償基金の本部を訪れ、シバートセン事務局長と会談を行った結果、当センターと国際油濁補償基金との間の連携・協力活動の一環として、本日の共催セミナーの開催に至ったものです。

国際油濁補償基金は、皆様ご承知のとおり、1967年に発生したトリニャニオン号の座礁事故を契機に設立された国際機関であり、タンカー等の事故による油濁損害の被害者に対し迅速かつ十分な補償を行うなど、今日まで大きな役割を果たしてきました。

最近でも、ヘーベイ・スピリット号の事故など大規模なタンカー事故が発生しており、被害者の救済や海洋環境の回復に大きな貢献を行っています。

1992年に設立された基金は、補償限度額が2億300万SDR（約365億円）とされており、基本的に船主の責任制限額を超える油濁損害が発生した場合に補償を行う仕組みで、現在、世界121か国が参加しています。

我が国は基金の設立当初より最大の拠出国でしたが、現在はインドに次ぐ第二の拠出国です。

ところで、私は1974年に当時の運輸省に入省し、海運局総務課に配属され、以来翌年の法律の成立まで一貫して、油濁損害賠償保障法の制定作業に従事いたしました。

この法律は、1969年のいわゆる「油濁損害についての民事責任条約」と1971年の「油濁損害の補償のための国際基金条約」に我が国が加入し、この条約を国内法化するもので、この結果国際油濁補償基金が設立されることになりました。

また、それから7年後の1982年から83年にわたって、大臣官房環境課海洋汚染対策室長として、IMOで採択された「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」、いわゆるマルポール(MARPOL)73/78条約の批准・国内法化に携わりました。

さらに、それから10年後、内閣法制局参事官を務めていた1994年には、船舶所有者の責任限度額と国際基金の補償限度額を引き上げるために採択された、1969年及び1971年の条約を改正するための議定書、すなわち「1992年の油濁損害についての民事責任条約」及び「1992年の油濁損害の補償のための国際基金条約」への我が国の加入のために行われた油濁損害賠償保障法の改正に再び携わることとなりました。

これらの仕事は、それぞれにとってもハードなものでしたが、このように私自身、行政官として、節目節目に船舶からの油濁損害補償や、海洋汚染・海上災害の防止に携わってきたため、今回のセミナーの開催は大変感慨深いものがあります。

また、国際油濁補償基金には、1982年以来、運輸省・国土交通省から多くの職員が赴任して、同基金の業務に従事してきております。

このセミナーにも、シバートセン事務局長と共に現在同基金で活躍しておられる奥川さんが出席しておられます。

本日、閉会挨拶を行います当センターの大須賀英郎参与も、1993年から4年間、国際油濁補償基金での勤務を経験し、2020年からは再び同基金の監査委員会委員として活躍しています。

現在1期目で、今年の11月の国際基金の総会での再選に向けて立候補をしたところですので、本日まで出席の各国大使館の皆様をはじめご参加の皆様には、大須賀さんの再選に向けてご支援いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日のセミナーでは、冒頭にご紹介しました、シバートセン事

務局長、アロン・クーパー様、アユミ・テリエン様に加え、国土交通省元海事局長の大坪新一郎様、日本郵船の藤野晴久様及び海上保安庁の足立基成様から、油濁損害補償、海洋汚染防止、海洋環境保護に関連する様々なテーマについて講演をしていただきます。

その後、当センターの IMO 法律問題委員会及び油濁問題委員会の委員長であり、東京大学大学院法学政治学研究科の藤田友敬教授をコーディネーターとして、6名の講演者の皆様でパネルディスカッションを行っていただきます。

本セミナーが、ご参加いただきました多くの皆様にとりまして、新たな気づきや今後の取組への有益な示唆に富むものとなりますこと、また国際的な油濁補償、海洋環境保護などの取組の一層の進展にいくばくかの貢献ができますことを期待いたしまして、私の挨拶といたします。

本日はご参加いただきまして誠にありがとうございます。